

## 第10章 指定水防管理団体の水防計画

### 第1節 水防計画の樹立

- 1 指定水防管理団体は、水防計画を作成し、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。また知事に届け出しなければならない。  
(法第33条第1項、第3項)
- 2 指定水防管理団体は、水防計画を作成又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。  
(法第33条第3項)
- 3 水防計画は、関係警察署長、消防機関の長、その他に通知し、主旨の徹底を期さなければならない。

### 第2節 水防協議会の設置

- 1 指定水防管理団体は、水防計画、その他水防に関し、重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を設置しなければならない。(法第34条)
- 2 前項の水防協議会の設置については、水防法第34条の定めるところによるが、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めなければならない。

### 第3節 水防計画

指定水防管理団体は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。この場合、「水防計画作成の手引き」を参考にそれぞれの地域の実状を踏まえ作成するものとする。  
(平成29年2月27日付け国水環防第20号通知 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課 水防企画室長 「水防計画作成の手引き」の改訂について)

#### (例) 指定水防管理団体〇〇市町村

##### 第1 総 則

###### 第1 重要水防箇所一覧

(概ね県水防計画に準じ担当水防団、消防機関、組織及びその現場箇所の所在地等を記載すること。)

###### 第2 市町村における水防機構

(概ね県水防計画に準じ更に水防本部の所在を具体的に記載する他、必要に応じて、資材係、連絡係、協力係及び関係係員召集方法を具体的に考慮すること。)

第3 団体内部連絡

(市町村本部、器材等備蓄場、量水標、監視人等関係者間の具体的連絡方法を記載すること。)

第4 市町村内一般に対する周知方法

(口頭伝達、貼紙、掲示、学童による伝達等を考慮すること。)

第5 信号その他の合図

(県規則による信号を重ねて記載するほか、その他出動乃至現場活動においての合図による連絡方法を記載すること。)

**第2 水防巡視**

巡視責任者、巡視方法、水防管理者への連絡、水防支部への連絡、臨時措置等につき記載すること。

**第3 水位の通報**

第1 通報水位及び連絡

(県より気象状況の通報があった場合の措置につき概ね下記による。)

水防支部より水防に関する通報連絡を受けたとき、又は気象状況等により必要と認めるときは市町村内各部落及び関係のある水害予防組合に通知するとともに市町村内各河川の氾濫注意水位(法第12条第2項で規定される警戒水位)を認定し雨量、水位、流量の観測を実施し、その資料を収集し、又は、市町村内各部落及び関係ある水防管理団体の情報を把握し、規定の通信連絡方法をもって、水防支部に報告するものとし、必要に応じ関係ある警察署、隣接水防管理団体に連絡するものとする。更に監視担当者、連絡担当者、連絡方法を記載すること。なお市町村本部においては一見判明するよう整備記録の方法を定めることなどを考慮する。

第2 水防通報

(概ね県水防計画第7章に準じ関係部分を具体的に記載すること。)

第3 水位通報の間隔

(概ね県水防計画第7章第4節に準ずること、及び市町村内連絡を特に考慮すること。)

第4 ダム、水門等の操作、その他の措置

(水防支部より気象状況の通報があった場合の措置についてできるだけ詳細に記載すること。)

第1 ダム、水間、溜池、堰等の操作

(概ね県水防計画第7章第6節に準じ市町村内各河川、海岸の樋門及び排水機等の設置箇所、操作責任者及びそれらとの連絡方法等も記載すること。)

第2 渡船、舟艇等の措置、その他

(概ね第1に準じて記載すること。)

第5 氾濫注意水位(法第12条第2項で規定される警戒水位)

(概ね県水防計画第6章に準じ、市町村内部の連絡及び氾濫注意水位(警戒水位)信号を発するものを特に考慮すること。)

第6 出 動

第1 水防区域分担

区 域	担当水防団消防機関編成	備 考
		出動方法等につき考慮すること。但し水防管理者の別命があったときはこの限りでないものとする。 尚、要すれば水防団及び消防機関内部の事務分担交替方法も考慮する。

第2 職員標式

(県水防計画第7章第7節のもののほか、水防団、消防機関につきそれぞれ昼間及び夜間の標識を考慮すること。)

第7 居住者出動準備

(年令制限、病弱者制限、各戸〇人出動、総出動等の基準を記載すること。)

第8 資材、器具等準備

(概ね県水防計画第4章第1節に準ずるほか、資材、器具の各戸供出予定、資材用土砂竹木採取場予定、救助用舟艇準備、伝令等も考慮し、図示等の方法により有機的関連を明確にすること。)

第9 応 援

(協定の結べた範囲において概ね次表のような計画のほか応援を求める区間の細別、連絡方法等考慮すること。)

応 援 予 定 水 防 管 理 団 体	応 援 の 目 的 人 員 そ の 他	備 考

第10 公用負担

(概ね県水防計画第7章第10節に規定する事項のほか、できる限り担当者を明確にしておくこと。)

第11 他の水防管理団体との協定事項

(協定事項その他連絡方法等を記載する。)

第12 避難のための立退き

(1) 立退き地区及び経路等

立退き区域名	立 退 き 先	経 路	立退き誘導者	備 考
				警察との連絡者等

(2) 立退き実施上の注意事項

(立退き信号、携行品、防火その他必要な注意事項及び災害救助法との関連における給食計画を考慮すること。)

第 14 水防解除

(周知方法や報告担当者を具体的に記載すること。)

第 15 水防通信連絡

(概ね県水防計画に準じ、更に具体的担当者、電話番号等を明確にすること。)

第 16 水防報告

(概ね県水防計画第 7 章第 14 節に準じ、報告に必要な事項について具体的に記載すること。)